

○国土交通省告示第二百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道201号改築工事（行橋インター関連・福岡県行橋市大字延永字ウジシマ地内から同県京都郡苅田町大字上片島字山鼻地内まで及び同町大字新津字野町地内から同町大字新津字浜田地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福岡県行橋市大字延永字ウジシマ、大字長音寺字昭和及び字立村並びに大字草野字深町地内

福岡県京都郡苅田町大字上片島字寺田、字ビハデ、字立村、字立石、字立石屋敷、字妙見田屋敷、字油田、字フスマ、字稗田、字柳原、字船原、字割田、字川田及び字山鼻、大字新津字野町、字塚田、字小堤及び字浜田並びに大字与原字小波瀬地内

2 使用の部分 福岡県行橋市大字延永字ウジシマ並びに大字長音寺字昭和及び字立村地内

福岡県京都郡苅田町大字上片島字寺田、字ビハデ、字立村、字立石、字立石屋敷、字妙見田屋敷、字油田、字フスマ、字稗田、字柳原、字船原、字割田、字川田及び字山鼻、大字新津字野町、字塚田、字小堤及び字浜田並びに大字与原字小波瀬地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県行橋市大字吉国字中ノ坪地内から同県京都郡苅田町大字二崎字一ノ坪地内までの延長4.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道201号改築工事（行橋インター関連）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道201号改築工事（行橋インター関連）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持

するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道201号（以下「本路線」という。）は、福岡市を起点とし、飯塚市、田川市、行橋市等を経て、福岡県京都郡苅田町に至る延長約84kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する行橋市及び苅田町には、物流拠点である苅田港、北九州空港を背景に自動車関連産業等が立地しており、本路線は物流等の通過交通を担うとともに、地域住民の生活道路としても利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、行橋市草野地内で22,378台／日であり、混雑度は1.66となっている。

本件事業の完成により、供用予定である高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成19年3月及び平成23年6月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、このうち2箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る2箇所についても福岡県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を図り、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第3種第1級又は第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年10月30日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、行橋市長を会長とする筑豊横断道路建設促進期成会等より、本件事業の早

期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県行橋市役所及び同県京都郡苅田町役場